

一定の規模以上の土地の形質変更時の手続きについて

土壤汚染対策法では、3,000㎡以上(※)の面積の土地の形質変更をしようとする者に対し、工事に着手する日の **30日前までに** 県(または大津市)に届出を行うことを義務付けています。

※ 有害物質使用特定事業場の敷地等においては、**900㎡以上**(土対法第3条第7項等)、指定有害物質使用地においては、**100㎡以上**(滋賀県公害防止条例第50条第1項)の土地の形質変更時に届出等が必要となります。

1 届出が必要な行為

掘削と盛土の別を問わず、土地の形質の変更の部分の面積が3,000㎡以上となる行為。

<面積の考え方>

形質変更の面積は、敷地全体の面積ではなく、実際に掘削又は盛土を行う部分の面積の合計で判断します。

また、アスファルト舗装、水道接続や電気関係の工事等も含まれます。加えて、形質変更の行為が一連であるかどうかは、同一の事業目的で実施されるか否か、時間的近接性や実施主体等を総合的に見て判断します。

なお、次の(1)～(6)は届出対象外となりますが、対象外となるかどうかの判断は事前に「5 届出先・問合せ先」にご相談下さい。

- (1) 現況地盤に対して、盛土しか行わない場合
- (2) 以下の①～③の全てに該当する場合
 - ① 形質変更の区域外へ土壌の搬出がない
 - ② 形質変更に伴い、周辺への土壌の飛散・流出が生じない
 - ③ 形質変更が深さ50cm未満
- (3) 農業を営むために通常行われる行為で、形質変更の区域外へ土壌搬出がないもの
- (4) 林業の用に供する作業路網の整備で、形質変更の区域外へ土壌搬出がないもの
- (5) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- (6) 非常災害のために必要な応急措置

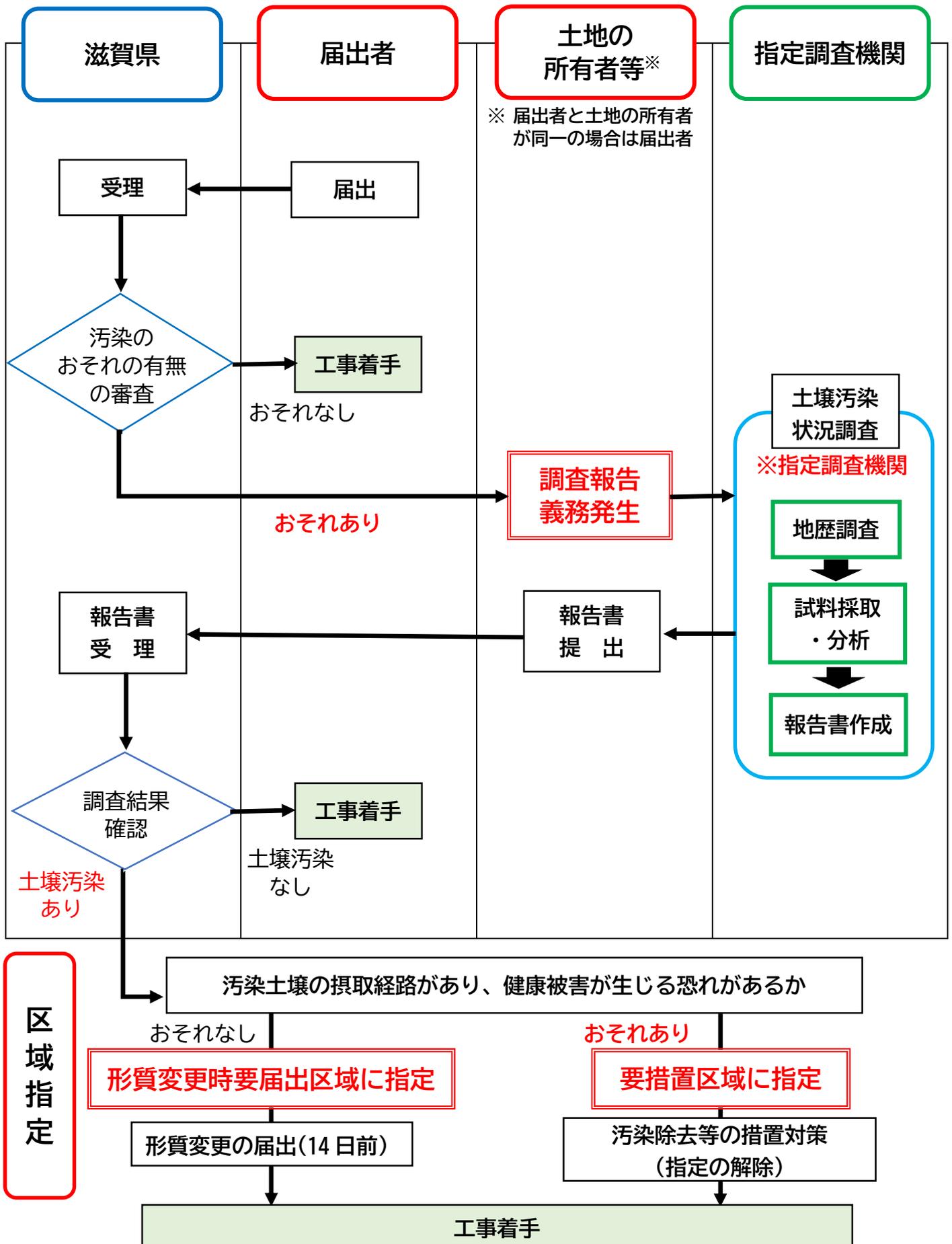
2 届出を行う者

届出を行う者は、「**土地の形質の変更をしようとする者**」であり、その施行に関する計画の内容を決定する者です。

具体的には、土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、**開発業者等**が該当し、工事の請負の発注者と受注者の関係では、一般的にその施行に関する計画の内容を決定する**発注者**が該当します。

3 手続きの流れ(概略)

概略図のため手続きの流れの詳細は、「5 届出先・問合せ先」にご確認ください。



4 提出書類等

提出部数は、正本＋副本の2部（受付印不要の場合は正本1部でも可）

(1) 届出書(様式第6)

滋賀県のHPからダウンロードできます。記載方法は、記入例をご確認ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302870/303317.html>

(2) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図

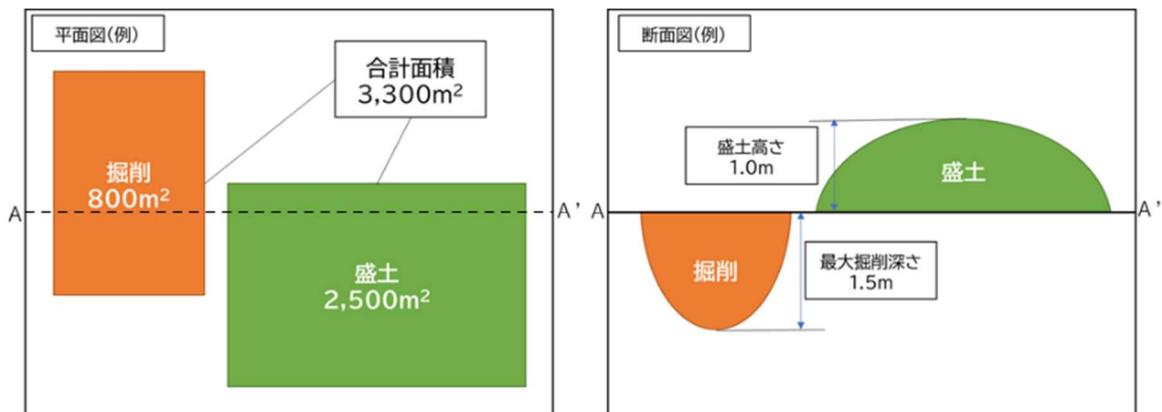
① 位置図(周辺の地図)

形質の変更を行う土地の周辺の地図等



② 土地形質変更の場所が分かる図面

- ・ 地番と形質変更を行う範囲の位置関係がわかる図面（(5)「地番図や公図の写し等」でも可）
- ・ 掘削部分や盛土部分ができる平面図（掘削および盛土面積を明記）
- ・ 最大掘削深度や盛土高さが分かる立面図・断面図



(3) (届出者が当該土地の所有者等でない場合※) ※ 里道・水路含む 登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面

登記事項証明

法務局で、概ね3か月以内に取得したものとしてください。(コピー可)

登記事項証明書以外の書面

- ・ 土地の売買契約書
- ・ 土地の形質の変更の工事における請負契約書や同意書
- ・ 道路、河川、法定外公共物など公的施設の占用許可地番、所有者の一覧表 等

★ 以下は、審査等に必要と判断した場合、任意で提出を求められることがある書類

(4) 形質変更予定地の地番や所有者の一覧表

番号	所在地（市町字）	地番	土地の所有者	備考
1	〇〇市〇〇町〇〇	〇〇番地		
2	〇〇市〇〇町〇〇	〇〇番地		
3	〇〇市〇〇町〇〇	〇〇番地		
4	里道・水路		△△市	

(5) 地番図や公図の写し等

公図や合成公図等の上に、形質変更を行う部分を赤線で囲むなどして明示

5 届出先・問合わせ先

大津市内は、大津市環境政策課(077-528-2735)にお問合せください。

該当市町	所管機関	所在地	TEL
草津市／守山市／栗東市／野洲市	南部環境事務所	525-8525 草津市草津 3-14-75	077-567-5444
甲賀市／湖南市	甲賀環境事務所	528-8511 甲賀市水口町水口 6200	0748-63-6133
近江八幡市／東近江市／日野町／竜王町	東近江環境事務所	527-8511 東近江市八日市緑町 7-23	0748-22-7758
彦根市／愛荘町／豊郷町／甲良町／多賀町	湖東環境事務所	522-0071 彦根市元町 4-1	0749-27-2255
長浜市／米原市	湖北環境事務所	526-0033 長浜市平方町 1152-2	0749-65-6650
高島市	高島環境事務所	520-1621 高島市今津町今津 1758	0740-22-6066